



じつきょう 商業教育資料

No.113

通巻401号



これからの簿記・会計教育

早稲田大学 教授 川村 義則

☆ profile ☆

1994年早稲田大学大学院商学専攻科博士後期課程単位取得。
1994年米国財務会計基準審議会 (FASB) ポストグラジュエート・インターン。1996年龍谷大学専任講師, 2000年早稲田大学商学部専任講師, 准教授を経て, 2008年より現職。現在, 公認会計士試験委員, 金融庁企業会計審議会臨時委員, 国際会計士連盟国際会計教育パネルメンバーなど。

はじめに

近年, 簿記・会計をめぐる環境の変化が著しく, 簿記・会計は猛烈なスピードで進化している。情報通信技術 (ICT) や人工知能 (AI) の進化によるインプット (原始入力) の省力化・自動化, さらにアウトプット情報の多様化・高度化, 監査業務の高度化・スマート化など, その例は枚挙に暇がない。簿記・会計の実務は会計基準によって方向付けがなされているが, 最近開発された会計基準には, のれんの減損処理, 収益認識, 公正価値測定などにみられるように, ICTの進化を前提としているものも多い。このため, 簿記・会計教育の前提として, ICTに関する教育が必須であると考えことは自然である。例えば, 国際会計教育基準 (IES) では最近, ICTの進化に伴う会計教育において習得すべき学習成果が改訂されている。

本稿の目的は, このような状況において, 周辺的な知識・能力の習得ではなく, むしろ簿記・会計本体の教育がどのような役割を果たすことが期待されているかを考えることである。

もちろん, 簿記教育の観点からは, 進展する簿

記・会計の実務をキャッチアップすることが重要である。いわば受動的な役割とでもいうべきものである。しかし, このような観点のみだと, 会計基準の設例をもとに仕訳を考えるような作業が中心となってしまふ。近年の簿記・会計教育では, この傾向が顕著である。しかし, 簿記・会計教育 (およびその基礎にある簿記・会計の研究) には, 実務をリードするような能動的な役割もあるはずである。かつての簿記の教科書では, 多くの代替的な処理方法が提案されており, その中から実務に応用されてきたものも少なくない。現代的な文脈においても, 新しい経済事象や会計基準に関連して, 実務に対して代替的な記帳方法を示していくことは簿記教育の役割の一つであると考えられる。

このような観点から「収益認識に関する会計基準」を一例として取り上げ, 代替的な会計処理方法をいくつか検討したい。特に, 新しい会計処理について, 期中取引と決算整理事項をどのように分離・整理していくかが簿記上の課題となっていると思われる。そのような作業を通じて, 現代的な文脈における簿記・会計教育の課題を模索したい。

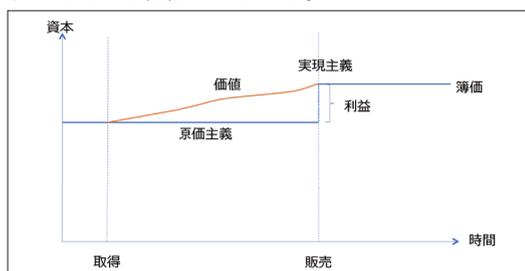
Contents

・これからの簿記・会計教育	01	・CoCoLoの教育でつながる 地域・生徒・学校	18
・「2020年教育改革」を機に キャリア教育の新時代を	06	・未来につながる京都の地域創生教育	22
・高校生ベンチャー企業 HIOKO ホールディングス 株式会社の経営から学ぶ本物のビジネスと金融教育	10	・図書紹介～新学習指導要領の商業科教育へ～	26
・東京都商業教育改革を チャンスに変えて	14	・教育課程編成の例と作成のポイント	28
		・日本簿記学会 日本商業教育学会 全国大会のお知らせ	32

変わらない簿記・会計の基礎構造

一方で、周辺環境の大きな変化にもかかわらず、簿記・会計の基礎構造は変わっていない。会計は、経済主体に関する情報を提供する情報源の一つであるといわれ、常に代替的な情報源との競争にさらされている。その中で生き残っていくためには、会計の比較優位性を理解する必要がある。

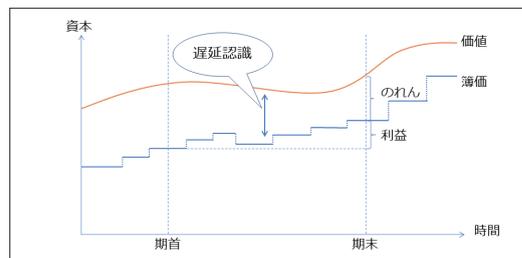
伝統的に、会計の比較優位性は「取引記録アプローチ」にあると考えられてきた。会計では、記録者にとって識別可能な「取引」という経済活動に限定して記録を行ってきた。したがって、資産および負債の価値の増減は、「取引」として識別されず、原則として記録の対象とされてこなかった。会計には、確実な認識を行うという長所が認められるが、必然的に遅延認識の問題が伴うことになる。さらに、会計はストック（資本）とフロー（利益）によって経済活動を描写する。ストックは、あくまで認識されたフローの累積として表現されるのみであり、ストックの価値は会計が直接的に描写する対象ではなく、利用者が会計情報を用いて推定すべきものと位置づけられる。



▲図表1 資本と利益（単一プロジェクト）

図表1は、横軸に時間・縦軸に資本の大きさを示す、いわゆる資本循環をあらわしたものであり、資本と利益が会計上どのように認識されていくかを示している。取引として認識される企業活動は、通常、領収書や請求書などの証拠に基づいて記録されていく。無理な見積もりなどは必要なく、コストのかからない仕組みとなっている。一方で、次の取引まで資本の増加を認識しないので、現実の価値の変動に比べて、会計上の認識は遅延している。原価主義は、簿価の据え置きを意味するが、実現主義は、遅れた価値の認識をキャッチアップするものであり、その本質は、資産・負債の価値

変動を無視しているというよりも、取引という一定のタイミングでキャッチアップしていると積極的に理解することもできる。



▲図表2 資本と利益（複数プロジェクト）

図表2は、1つのプロジェクトについて資本と利益の関係を描いたものであるが、実際の企業は複数のプロジェクトを持っており、いずれかのプロジェクトの価値はキャッチアップされていない状況になると考えられる。このため、資本の簿価とその価値とは通常は乖離し、遅延認識が生じるが、これは簿記・会計に備わった保守性でもある。

遅延認識の結果、価値を会計上の簿価で説明できない部分は「のれん」となる。これを直接的に説明することは会計の役割ではなく、むしろ過去の会計情報を用いて利用者が推定すべきものとして整理されている。

このような会計の長所ないし特徴は、経済環境が大きく変わってもなお変化していない。例えば、複式簿記の借方・貸方の仕組みは、まったく変わっていない。さらに、経営者が、貸借対照表と損益計算書を作成し、監査を受けて3カ月後に公開するという開示制度の骨格もまた、基本的には変わっていない。しかし、そのような骨格は変わらずとも、肉付けの部分では、量的・質的に様々な発展・変化を遂げている。例えば、連結財務諸表の制度は、企業活動の多角化・国際化に対応して、大きく発展してきた。作成する財務諸表も、連結貸借対照表・連結損益計算書に加え、連結キャッシュ・フロー計算書や連結包括利益計算書をも含める形で拡大している。また、作成される情報には、多くの見積要素が含まれるようになっている。例えば、のれんの減損、収益認識、公正価値測定といった最近導入された会計処理・開示には、見積要素が多く含まれている。さらに開示の手段も、紙ペー

スでの開示から電子的開示へと大きく変化してきた。四半期報告制度にみられるように、開示の頻度も高まっている。

このように考えると、変わる・変わらないという問題は相対的な問題であって、変わる部分も変わらない部分も存在する。その意味では、簿記・会計は、永遠に不変ではありえない。例えば ICT 等の環境変化によって、会計が生み出す情報を作成するコストや情報を理解する側のベネフィットに変化が生じている以上、会計基準や会計実務の中身も変わってくるのが当然である。前述した、のれんの減損処理や新しい収益認識などは、ICT の進化があってこそその会計処理である。企業が顧客に付与するポイントの会計処理などは、システムの問題と切り離して議論できない。また、公正価値測定も ICT の進化があってこそその実務と考えられる。

簿記・会計教育への期待

このような環境の中で、簿記・会計教育に何が期待されているかを考える。一つは、進展する実務をキャッチアップしていく役割が考えられる。ICT を活用できる能力の開発、新しい会計基準・会計実務に対応する能力の開発が課題となる。これは、わが国でも 1990 年代後半からの会計ビックバン以降において顕著に現れた課題であり、簿記・会計教育は、新しい会計基準・会計実務に対応すべく発展してきた。

一方で筆者が強調したいのは、簿記・会計教育には、実務をリードするという役割も期待されていることである。すなわち、簿記・会計教育は、受動的なだけでなく、能動的に実務に対して提言できるはずである。かつては、多くの研究者・教育者が著書や論文で、代替的な記帳方法を提案し、それが実務の中でより優れたものに収斂していった、やがて定着していくというプロセスを繰り返すことで実務が発展してきた。例えば、割賦販売についていくつかの記帳方法が知られているが、会計基準には詳しい記述はなかったものの、簿記の研究者・教育者が、様々な会計処理を開発し、重要な役割を果たしてきたのである。

収益認識の会計処理

以下では、最近公表された「収益認識に関する会計基準」を一例として取り上げ、簿記・会計教育の役割について具体的に検討してみたいと思う。課題としては、期中取引の仕訳と決算整理仕訳の役割分担、適切な勘定科目の開発などである。

「収益認識に関する会計基準」は、2018 年 3 月に公表され、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの適用が予定されている。IFRS(国際財務報告基準)適用企業では、同等の IFRS 第 15 号がすでに 2018 年度から適用されており、実務が積み重ねられつつある状況にある。「収益認識に関する会計基準」では、「約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することである。」(第 16 項)ことが基本原則として示されている。資産負債アプローチ的な発想が導入され、収益の認識は、履行義務の充足に基づいて行われる。履行義務とは、契約の中に含まれている売手側の義務であり、この義務の充足の見返りに、売手に対価を受け取る権利が生じるものである。さらに、買手の側が財又はサービスに対する支配を獲得することによって、財又はサービスに対する支配が移転することが重視される。一方で、収益の測定は、取引価格、すなわち対価の額によって行われるので、収益費用アプローチの考え方は厳然と残っている。

収益認識に関する簿記上の論点としては、期中取引仕訳と決算整理仕訳をどのように区別するかという論点が挙げられる。会計基準は、財務諸表において認識・測定・表示されるべき内容を定めるのみであり、この論点について解答を与えてはいない。期中取引仕訳と決算整理仕訳の区別は、簿記処理の合理化のために行われていると考えられる。期中取引は、すでに述べたように、記録者にとって容易に観察可能な事象を指している。決算整理事項はそのような意味での取引ではないため、決算整理は、通常一定期間ごと(実務的には、1 か月ごとまたは四半期ごと)に行われている。し

かし本来は、このような区別も、企業が直面する状況に依存するものであり、普遍的なものではない。簿記教育では、減価償却費や退職給付費用の計上は決算整理事項とされるが、ICTの発展によって現在ではほぼリアルタイムに継続的な認識を行うことさえ可能である。

(1) 返品

収益認識に関連する問題として、まず、返品の問題を考える。一口に返品といっても、様々な状況が考えられる。以下では、3つのケースに分けて返品会計処理を考える。

仕訳例 1-1 通常の返品(商品に瑕疵がある場合)

- ① 商品 10 個 (原価 @¥500) を @¥800 で 10 人の顧客に対して売り上げ、代金は掛けとした。
- | | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| (借) 売掛金 | 80,000 | (貸) 売上高 | 80,000 |
| (借) 売上原価 | 50,000 | (貸) 商品 | 50,000 |
- ② 上記商品のうち 1 人の顧客から 10 個が返品され、代金は売掛金から控除した。
- | | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| (借) 売上高 | 8,000 | (貸) 売掛金 | 8,000 |
| (借) 商品 | 5,000 | (貸) 売上原価 | 5,000 |

仕訳例 1-1 では、返品は、返品が行われた時点で売上高から控除される。

仕訳例 1-2 返品権付き販売

- ① 商品 100 個 (原価 @¥500) を返品権付きで @¥800 で売り上げ、代金は掛けとした。返品権の行使率は 15% と見積もった。
- | | | | | | |
|----------|--------|---------|--------|----------|--------|
| (借) 売掛金 | 80,000 | (貸) 売上高 | 68,000 | (貸) 返金負債 | 12,000 |
| (借) 売上原価 | 42,500 | (貸) 商品 | 50,000 | (貸) 返品資産 | 7,500 |
- ② 返品期限内に返品権が行使され、上記商品のうち 10 個が返品され、代金は売掛金から控除した。
- | | | | | | |
|----------|--------|----------|-------|----------|-------|
| (借) 返金負債 | 12,000 | (貸) 売掛金 | 8,000 | (貸) 売上高 | 4,000 |
| (借) 商品 | 5,000 | (貸) 返品資産 | 7,500 | (貸) 売上原価 | 2,500 |

返品権付き販売については、その対価を変動対価 (顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分) とみて会計処理を行うため、「財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ることとなる対価の額を描写するように行う。」(第 65 項) 必要がある。このため設例 1-2 では、売上

高を変動対価を反映した額で測定することになる。さらに、この額は、将来における返品権の行使に関する見積もりであるため、実際とは異なる可能性がある。生じた差額は、売上高を修正することによって処理する。

なお、将来の返品に応じる義務は「返金負債」とされ、返品されると見込まれる資産は「返品資産」とされている。このような勘定科目についても、従来の簿記で利用されてきた勘定科目を利用する余地はないか検討する余地があろう。返品権付き販売の処理としては、この他にも、返品権の行使率を決算整理で行う方法も考えられる。

仕訳例 1-2 (代替案) 返品権付き販売

- ① 商品 100 個 (原価 @¥500) を返品権付きで @¥800 で売り上げ、代金は掛けとした。返品権の行使率は 15% と見積もった。
- | | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| (借) 売掛金 | 80,000 | (貸) 売上高 | 80,000 |
| (借) 売上原価 | 50,000 | (貸) 商品 | 50,000 |
- ② 決算日。返品権の行使率は 15% と見積もった。
- | | | | |
|----------|--------|----------|--------|
| (借) 売上高 | 12,000 | (貸) 返金負債 | 12,000 |
| (借) 返品資産 | 7,500 | (貸) 売上原価 | 7,500 |
- ③ 返品期限内に返品権が行使され、上記商品のうち 10 個が返品され、代金は売掛金から控除した。
- | | | | | | |
|----------|--------|----------|-------|----------|-------|
| (借) 返金負債 | 12,000 | (貸) 売掛金 | 8,000 | (貸) 売上高 | 4,000 |
| (借) 商品 | 5,000 | (貸) 返品資産 | 7,500 | (貸) 売上原価 | 2,500 |

いずれの簿記処理を行うかは、それぞれの企業が置かれている状況に照らして合理的な方法を選択する形で決定されることになろう。

仕訳例 1-3 試用販売

- ① 商品 100 個 (原価 @¥500) を試用販売で @¥800 で納品した。
- 仕訳なし
- ② 上記商品のうち 90 個について顧客による検収があり、残り 10 個が返品された。
- | | | | |
|----------|--------|---------|--------|
| (借) 売掛金 | 72,000 | (貸) 売上高 | 72,000 |
| (借) 売上原価 | 45,000 | (貸) 商品 | 45,000 |

「収益認識に関する会計基準」では、試用販売について、「商品又は製品を顧客に試用目的で引き渡し、試用期間が終了するまで顧客が対価の支払を約束していない場合、顧客が商品又は製品を検収するまであるいは試用期間が終了するまで、当該

商品又は製品に対する支配は顧客に移転しない。」(適用指針第 83 項)とされている。したがって、試用販売の会計処理は従来とは異なる。なお、試用販売については、対照勘定法などの記帳方法が提案されてきたが、仕訳を用いて備忘記録を行う必要があるかという点、現代の ICT を前提とする場合には、疑問である。

(2) 金利要素

契約の中に金利要素が含まれる場合、従来の実務では、売上高とは別に事後的に「売上割引」(営業外費用)を計上する会計処理が行われていた。

仕訳例 2-1 金利要素(従来の売上割引)

① 現金販売価格 ¥10,000 の商品を ¥10,500 で半年後に代金を受け取る約束で掛け売りした。

(借) 売掛金 10,500 (貸) 売上高 10,500

② 3 カ月後に売掛金を回収し、¥10,300 が普通預金に入金された。

(借) 普通預金 10,300 (貸) 売掛金 10,500
売上割引 200

一方「収益認識に関する会計基準」では、金利要素は対価の額を調整する。すなわち、「顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、取引価格の算定にあたっては、約束した対価の額に含まれる金利相当分の影響を調整する。」(第 57 項)とされる。

仕訳例 2-2 金利要素(新基準)

① 現金販売価格 ¥10,000 の商品を ¥10,500 で半年後に代金を受け取る約束で掛け売りした。

(借) 売掛金 10,000 (貸) 売上高 10,000

② 3 カ月後に売掛金を回収し、¥10,300 が普通預金に入金された。

(借) 普通預金 10,300 (貸) 売掛金 10,000
受取利息 300

(3) 財又はサービスに対する保証

財又はサービスに対する保証(製品保証など)は、引当金として処理されるものと契約に含まれる別個の履行義務として処理されるものに分けられる。

まず、「約束した財又はサービスに対する保証が、当該財又はサービスが合意された仕様に従って

という保証のみである場合、当該保証について、企業会計原則注解(注 18)に定める引当金として処理する。」(適用指針第 34 項)ものとされる。

仕訳例 3-1 製品保証引当金

製品を ¥10,000 で販売(掛け)。合意された仕様に従って機能するための保証を付す。当該保証を履行するためのコストは、¥1,000 であった。

① 販売時

(借) 売掛金 10,000 (貸) 売上高 10,000

② 決算時

(借) 製品保証引当金繰入 1,000 (貸) 製品保証引当金 1,000

これに対して、「約束した財又はサービスに対する保証又はその一部が、当該財又はサービスが合意された仕様に従っているという保証に加えて、顧客にサービスを提供する保証を含む場合には、保証サービスは履行義務であり、取引価格を財又はサービス及び当該保証サービスに配分する。」(適用指針第 35 項)とされる。

仕訳例 3-2 別個の履行義務

製品を ¥10,000 で販売。別個の保証サービスが付されているとみる。製品の独立販売価額が ¥10,000、保証サービスの独立販売価額が ¥1,200。

① 販売時

(借) 売掛金 10,000 (貸) 売上高 8,929
履行義務 1,071

履行義務 = ¥10,000 × ¥1,200 / (¥10,000 + ¥1,200) = ¥1,071

おわりに

本稿では、「収益認識に関する会計基準」に関連して、いくつかの仕訳例を通じて、勘定科目・記帳方法など、簿記的視点から検討を加えた。そのような検討を通じて、簿記・会計教育の役割について考察した。

複式簿記に根差す会計は、今後も、環境変化に対応して進化しうるものであり、簿記・会計教育には、そのキャッチアップをする役割とともに実務をリードする役割もある。ICT などが発展した現代においても、簿記・会計の研究者・教育者に期待される役割は、決して小さくない^{*1}。

*1 清水教授は、複式簿記の変化に関して、次のように簿記教育者の役割に言及している。

「複式簿記は、発明されてからその形を数百年変えていないという表現でその普遍性(不変性)を指摘する記述は多いが、個々の要素をみると、複式簿記は変化を続けてきた記録技術であった。理論的な説明を試みた簿記教師の努力、そして、実務において利用者の情報要求を満たそうとする記帳者の努力が、複式簿記を現在の形へと変化させてきたのである。」(清水泰洋「会計カレイドスコープ～起源と変化を求めて～」『会計・監査ジャーナル』第 31 巻第 2 号、2019 年、69 頁。)